

平塚市袖ヶ浜デイサービスセンター運営事業者選定委員会審査要領

令和6年9月20日

(目的)

第1 この要領は、平塚市袖ヶ浜デイサービスセンター運営事業者選定公募型プロポーザルにおける使用予定事業者を選定するためのプロポーザル審査方法について定めることを目的とする。

(審査の方法)

第2 選定に係る審査方法は以下のとおりとする。

(1) 選定委員

選定委員は、平塚市袖ヶ浜デイサービスセンター運営事業者選定委員会設置要綱の定めるところによる。

(2) 審査項目及び配点

ア 審査項目及び配点は、別添「平塚市袖ヶ浜デイサービスセンター運営事業者選定公募型プロポーザル審査基準」のとおりとする。

イ 選定委員一人につき各項目における評価点の合計点は、100点とする。

(3) プロポーザル審査の対象

応募申込書類及びプレゼンテーション（提案説明）とする。

(4) 使用予定事業者の決定方法

各選定委員の評価採点シートにおける採点の合計を各提案の点数とし、点数が高い者を優位として順位を決定する。

(5) 複数の同得点者が生じた場合

応募者の得点が同点となった場合は、それらの内、1位（同順1位を含む）とした選定委員の人数が最も多い応募者を上位とする。なお、1位とした選定委員の人数が同数の場合は、2位以降について同様の判断を繰り返し行う。

(6) 最低基準

各選定委員の評価点が配点の6割以上とした選定委員が過半数であり、かつ、各選定委員の評価点の合計が配点合計の6割以上であることを最低基準とし、最低基準を満たさない参加者は、選定の対象としない。

(7) 参加者が1者の場合又はない場合の取扱い

最低基準点を満たす場合は、当該応募者を使用予定事業者とする。最低基準点に満たない場合又は参加者がいない場合に、事業を実施する場合は、再度公募を実施する。

(その他)

第3 この要領に定めるもののほか、プロポーザル審査に関し必要な事項は、その都度協議の上、決定する。

附 則

この要領は、決裁日から施行する